

福岡県公報

平成23年4月13日
第3242号

目次

告示(第651号-第671号)

○都市計画道路の変更	(都市計画課)	1
○都市計画道路の変更	(都市計画課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	2
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	3
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(システム管理課)	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6

再掲

- 災害に伴う県税の期限の延長 (税務課) 6
- 正誤
- 救急病院等の認定(平成23年3月福岡県告示第585号)中正誤 7

告示

福岡県告示第651号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成23年4月13日

福岡県知事 麻生 渡

稲築都市計画道路を変更(稲築都市計画道路3・5・1号大隈飯塚線の廃止)

福岡県告示第652号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成23年4月13日

福岡県知事 麻生 渡

久山都市計画道路を変更(久山都市計画道路3・4・1号山ノ神深井線、3・3・2号粕屋久山線、7・4・2号牟多田山ノ神線、7・4・3号清水高橋線及び7・4・4号高橋原線の変更並びに7・4・1号牛見ヶ原宮林線の廃止)

福岡県告示第654号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	三 瀬 線 上 陽	前	久留米市三瀬町田川 2432番1先から 久留米市荒木町今354番 2先まで	4.3 ～ 11.4	253.0
			後	久留米市三瀬町田川 2432番1先から 久留米市荒木町今354番 2先まで	8.4 ～ 16.5	

福岡県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	一 般 国 道	264号	前	久留米市白山町384番3 先から 久留米市白山町368番1 先まで	9.2 ～ 38.6	138.0
			後	久留米市白山町384番3 先から 久留米市白山町368番1 先まで	9.6 ～ 39.0	

福岡県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年4月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	264号	久留米市白山町384番3先から 久留米市白山町368番1先まで

福岡県告示第657号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、前原東土地区画整理準備会会長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糸島市篠原、浦志、浦志一丁目、潤一丁目 、前原南二丁目及び波多江の各一部	平成23年3月23日から 平成23年12月15日まで

福岡県告示第658号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市、鞍手郡小竹町	平成23年3月22日

福岡県告示第659号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（GPS測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区大字小嶺地内	平成22年12月21日

福岡県告示第660号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、みやま市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
みやま市山川地内	平成23年3月10日

福岡県告示第661号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市内	平成23年3月28日

福岡県告示第662号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市千里土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知

があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡市千里土地区画整理事業）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市西区大字千里の一部	平成23年2月28日

福岡県告示第663号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路防災事業）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡岡垣町東部	平成23年3月2日

福岡県告示第664号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（1・2・3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県嘉麻市下山田地域	平成23年1月31日

福岡県告示第665号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区中曾根東五丁目外	平成23年3月25日

福岡県告示第666号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区中曾根東五丁目外	平成23年3月25日

福岡県告示第667号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区曾根新田北七丁目外	平成23年3月25日

福岡県告示第668号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字曾根新田外	平成23年3月25日

福岡県告示第669号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。ただし、当該対象手続に係る申請等は、同規則第4条第4項ただし書の規定により、電子署名を要しないものとする。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻生 渡

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第37条	平成23年4月15日	高齢者向け優良賃貸住宅管理状況報告

福岡県告示第670号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 区域の名称

藪の下

2 区域の所在地

京都郡みやこ町勝山浦河内

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	字	番地	標柱番号
京都	みやこ	勝山浦 河内	桃 迫	663番2	1号
				677番	4号
				666番	5号
				667番	6号
			田 尾	625番	2号
				626番	3号

福岡県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月13日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	桂 川 下秋月 線	前	嘉穂郡桂川町大字寿命 30番2先から 嘉穂郡桂川町大字寿命 28番2先まで	14.1 ～ 15.4	2.3
			後	嘉穂郡桂川町大字寿命 30番2先から 嘉穂郡桂川町大字寿命 28番2先まで	14.1 ～ 14.2	

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第653号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、県税（証紙徴収の方法による納付及び条例第42条の規定による自動車取得税の申告納付に係るものを除く。）に関する法令に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）について、納税者の住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、主たる事務所又は事業所の所在地）が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該県税の納期限等が平成23年3月11日以降に到来するものについては、その期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

平成23年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

都道府県名	指 定 地 域
青 森 県	全域
岩 手 県	〃
宮 城 県	〃
福 島 県	〃
茨 城 県	〃
千 葉 県	旭市 香取市 山武市 山武郡九十九里町

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
23・3・30	3236	告示	585	7	○		16		大字 [○] 補	大字 [●] 糠